

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁支援局家庭福祉課）

項目名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長等		
税目	所得税		
要望の内容	<p>①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>③自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も、引き続き所得税の非課税措置及び差押禁止の措置を講じる。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）
	（改正増減収額）	（	- 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>① 政策目的</p> <p>①自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付けを行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>②児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。</p> <p>③自立支援教育訓練給付金については、ひとり親が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。高等職業訓練促進給付金については、ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ひとり親家庭住宅支援資金貸付けは、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限7万円）を貸し付けるものであり、貸付けを受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。</p> <p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付けを受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。</p> <p>これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。</p> <p>また、自立支援教育訓練給付金は、ひとり親が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を、高等職業訓練促進給付金は、養成訓練の受講期間に給付金をそれぞれ支給することにより、ひとり親の自立支援を図っている。そのため、これらの給付金についても、ひとり親の自立の妨げとならないよう非課税措置及び差押禁止の措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系          &lt;こども政策の推進&gt;          1. こども政策の総合的な推進          2～4 (略)          5. 児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進          6. ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進          7・8 (略)</p>
		政策の達成目標	ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境及びひとり親家庭が安心して給付金を受給できる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：返済免除件数：1,308件（令和6年度）</li> <li>・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：返済免除件数：185件（令和5年度）</li> <li>・自立支援教育訓練給付金：1,826件（令和5年度）</li> <li>・高等職業訓練促進給付金：8,589件（令和5年度）</li> </ul>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の非課税措置及び差押禁止の措置も自立促進の観点から制度上認めているところ、制度拡充分についても、自立の妨げとならないよう引き続き非課税措置及び差押禁止の措置を講じることが有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付              就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。              （母子家庭等対策総合支援事業（196億円）の内数）</li> <li>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付</li> </ul>

			<p>就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。  (児童虐待防止対策等総合支援事業(236億円)の内数)</p> <p>○自立支援教育訓練給付金  ひとり親が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図る。  (母子家庭等対策総合支援事業(196億円)の内数)</p> <p>○高等職業訓練促進給付金  ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。  (母子家庭等対策総合支援事業(196億円)の内数)</p> <p>※上記予算額はいずれも令和8年度概算要求のもの</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付  中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付  児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進させる観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益についても、事業予算の積み増し分についても非課税措置を要望するもの。</p> <p>○自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金  中長期的なひとり親の自立支援の観点から、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金(法定措置)を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、当該給付金の制度拡充(予算措置含む)後も非課税措置及び差押禁止の措置を要望するもの。</p>
		要望の措置の妥当性	<p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付  自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付  自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。</p> <p>○自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金  自立支援を目的とした給付金に係る税負担が自立の妨げとならないよう、制度拡充後も引き続き非課税措置及び差押禁止の措置を講じる必要がある。</p>
果に関連する事項 これまでの租税特別措置の適用実績と効果	租税特別措置の適用実績	-	
	租特透明化法に基づく	-	

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯	<p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 令和4年度、令和5年度、令和6年度及び令和7年度税制改正要望で、令和7年度予算に係る分までについて認められた。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 平成31年度、令和5年度、令和6年度及び令和7年度税制改正要望で、令和6年度補正予算に係る分までについて認められた。</p> <p>○自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金 平成26年度税制改正要望で、母子及び寡婦福祉法（現・母子及び父子並びに寡婦福祉法）の改正を前提に非課税措置及び差押禁止の措置を講じることが認められた。</p>	

令和8年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（こども家庭庁支援局障害児支援課）

項目名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法											
要望の内容	<p>介護保険制度等について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="901 795 1503 963"> <tr> <td data-bbox="901 795 1230 851">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 795 1380 851">—</td> <td data-bbox="1380 795 1503 851">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 851 1230 907">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 851 1380 907">(—)</td> <td data-bbox="1380 851 1503 907">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 907 1230 963">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 907 1380 963">(—)</td> <td data-bbox="1380 907 1503 963">百万円</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—)	百万円	(改正増減収額)	(—)	百万円
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—)	百万円										
(改正増減収額)	(—)	百万円										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少に対応するため、令和9年度から始まる次期（第10期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>(※) 2040年に向けて、人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行う。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標Ⅹ－１－４ 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること</p> <p>施策目標Ⅷ－１－１ 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること</p>
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度等の改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・両面にわたり、サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>介護保険制度等の改正に伴う税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えます。</p> <p>また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>介護保険制度等に係る税制優遇については、今回同様、法改正に合わせて令和5年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。</p>	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付少子化対策室）

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長【三世帯同居・子育て】										
税目	所得税										
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b>                  一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。</p>										
	<p>①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ<sup>※1</sup>・三世帯同居・長期優良住宅化<sup>※2</sup>・子育て対応：限度額250万円、バリアフリー：限度額200万円）の10%                  ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は350万円                  ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は500万円</p> <p>②上記工事に係る標準的な工事費用相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分<sup>※3</sup>の5%                  ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計1,000万円が限度</p>										
	<p><b>【要望の内容】</b>                  特例措置の適用期限を2年間（令和9年12月31日まで）延長する。</p> <p><b>【関係条文】</b>                  租税特別措置法第41条の19の2、第41条の19の3                  租税特別措置法施行令第26条の28の4、第26条の28の5                  租税特別措置法施行規則第19条の11の2、第19条の11の3</p>										
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（—	百万円）									
（改正増減収額）	（—	百万円）									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、今後は総世帯数が減少傾向となっていくことが見込まれており、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>この点、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進」に取り組むこととされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進</li> <li>・長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進</li> <li>・耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新</li> <li>・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充</li> </ul> <p>○こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。</li> </ul> <p>○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。</li> <li>・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。</li> </ul>

			<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における省エネへの支援を進める</li> <li>・子育て世帯への住宅支援に取り組む</li> </ul> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入に対する支援</li> </ul> <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p> <p>&lt;耐震化&gt;</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 36 ①住宅の耐震化率</p> <p>&lt;バリアフリー&gt;</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</p> <p>&lt;省エネ&gt;</p> <p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標 24 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合</p> <p>&lt;長期優良化&gt;</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数</p> <p>&lt;三世同居・子育て&gt;</p> <p>政策目標 こども政策の推進</p> <p>施策目標 こども政策の総合的な推進</p> <p>具体的な目標 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服</p>
--	--	--	--

		<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年）</li> <li>・住宅の耐震化率 耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年）</li> <li>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12年度）</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 30%（令和12年度）</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約250万戸（令和12年度）</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和10年）</li> </ul>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和8年1月1日～令和9年12月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13.3兆円（令和9年）</li> <li>・住宅の耐震化率 95%（令和12年） ※期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。</li> <li>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約22.4%（令和9年度）</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約26.3%（令和9年度）</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約212万戸（令和9年度）</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和10年）</li> </ul>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3兆円（令和5年）</li> <li>・住宅の耐震化率 90%（令和5年）</li> <li>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和5年度）</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19% (令和5年度)</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約174万戸 (令和6年度)</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8% (令和5年)</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和8年 耐震：2,480件、バリアフリー：1,079件、省エネ：3,118件、三世帯同居：2,383件、長期優良住宅化：68件、子育て：1,244件</p> <p>令和9年 耐震：2,577件、バリアフリー：1,121件、省エネ：3,240件、三世帯同居：2,476件、長期優良住宅化：71件、子育て：1,293件</p>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置 (固定資産税)	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物安全ストック形成事業 (令和8年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数)</li> <li>○環境・ストック活用推進事業 (省エネ関係) (令和8年度予算概算要求額：47.79億円の内数)</li> <li>○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (令和8年度予算概算要求額：333.6億円の内数)</li> </ul>	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。	
	要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>《令和4年》 (適用件数、適用額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,843件 ▲ 1,068百万円</li> <li>・バリアフリー : 814件 ▲ 147百万円</li> <li>・省エネ : 1,761件 ▲ 331百万円</li> <li>・三世帯同居 : 1,291件 ▲ 432百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 49件 ▲ 9百万円</li> </ul> <p>《令和5年》 (適用件数、適用額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,215件 (2,859件) ▲ 539百万円</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー : 1,136 件 (818 件) ▲ 331 百万円</li> <li>・省エネ : 1,684 件 (1,772 件) ▲ 396 百万円</li> <li>・三世帯同居 : 1,930 件 (1,298 件) ▲ 680 百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 42 件 (50 件) ▲ 13 百万円</li> </ul> <p>≪令和6年≫ (適用件数、適用額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,297 件 (2,876 件) ▲ 783 百万円</li> <li>・バリアフリー : 999 件 (823 件) ▲ 248 百万円</li> <li>・省エネ : 2,888 件 (1,782 件) ▲ 665 百万円</li> <li>・三世帯同居 : 2,207 件 (1,306 件) ▲ 334 百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 63 件 (50 件) ▲ 12 百万円</li> <li>・子育て対応 : 1,151 件 (782 件) ▲ 307 百万円</li> </ul> <p>※いずれも推計値  (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)  (前回要望との乖離の理由)  前回要望時よりも、積算の元となる固定資産減額措置の適用件数に増減があったため。</p>
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
	前回要望時 の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約 13 兆円 (令和7年度)</li> <li>・住宅の耐震化率 耐震性の不足するものをおおむね解消 (令和12年)</li> <li>・高齢者 (65 歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約 21.7% (令和7年度)</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22% (令和7年度)</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸 (令和7年度)</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8% (令和5年) →70% (令和10年)</li> </ul>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3 兆円（令和 5 年）</li> <li>・ 住宅の耐震化率 90%（令和 5 年）</li> <li>・ 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和 5 年度）</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和 5 年度）</li> <li>・ 認定長期優良住宅のストック数 約 174 万戸（令和 6 年度）</li> <li>・ 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和 5 年）</li> </ul> <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震 （投資型）</li> <li>平成 18 年度：創設</li> <li>平成 21 年度：5 年延長・拡充・縮減</li> <li>平成 23 年度：拡充・縮減</li> <li>平成 25 年度：4 年延長・拡充</li> <li>平成 27 年度：1 年半延長</li> <li>平成 28 年度：2 年半延長・拡充</li> <li>令和 4 年度：2 年延長・統合</li> <li>令和 6 年度：2 年延長</li> <li>●バリアフリー （投資型）</li> <li>平成 21 年度：創設</li> <li>平成 23 年度：2 年延長・縮減</li> <li>平成 25 年度：5 年延長・拡充・縮減</li> <li>平成 27 年度：1 年半延長</li> <li>平成 28 年度：2 年半延長・拡充</li> <li>令和 4 年度：2 年延長・統合</li> <li>令和 6 年度：2 年延長</li> <li>（ローン型）</li> <li>平成 19 年度：創設</li> <li>平成 21 年度：5 年延長</li> <li>平成 25 年度：4 年延長・縮減</li> <li>平成 27 年度：1 年半延長</li> <li>平成 28 年度：2 年半延長・拡充</li> <li>令和 4 年度：統合</li> </ul>

●省エネ

(投資型)

平成 21 年度 : 創設

平成 23 年度 : 2 年延長・縮減

平成 25 年度 : 5 年延長・拡充・縮減

平成 27 年度 : 1 年半延長

平成 28 年度 : 2 年半延長・拡充

平成 29 年度 : 拡充

令和 4 年度 : 2 年延長・統合

令和 6 年度 : 2 年延長

(ローン型)

平成 20 年度 : 創設

平成 21 年度 : 5 年延長

平成 23 年度 : 拡充・縮減

平成 25 年度 : 4 年延長・拡充・縮減

平成 27 年度 : 1 年半延長

平成 28 年度 : 2 年半延長・拡充・縮減

平成 29 年度 : 拡充

令和 4 年度 : 統合

●三世代同居

(投資型)

平成 28 年度 : 創設

令和 4 年度 : 2 年延長・統合

令和 6 年度 : 2 年延長

(ローン型)

平成 28 年度 : 創設

令和 4 年度 : 統合

●長期優良住宅化

(投資型)

平成 29 年度 : 創設

令和 4 年度 : 2 年延長・統合

令和 6 年度 : 2 年延長

(ローン型)

平成 29 年度 : 創設

令和 4 年度 : 統合

●子育て対応

令和 6 年度 : 創設

令和 7 年度 : 1 年延長

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付少子化対策室）

項目名	NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実		
税目	所得税		
要望の内容	<p>あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実のための措置を講ずること。</p> <p>具体的には、こども支援の一環として、つみたて投資枠における対象年齢等の見直しに関する措置を講ずること。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	( — 百万円)
		(改正増減収額)	( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>NISA 対象商品の拡充等により、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援し、NISA の一層の充実を図ること。これらを通じて、こども、若者の時期から、ライフプランに沿った資産形成を可能にすることで、将来に見通しを持ち、希望をもって就職・結婚・出産・子育て等を選択できるようにする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>NISA の抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたってNISA の利用が広がっている。</p> <p>NISA の普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実を図る必要。</p> <p>「令和 6 年度若者のライフデザインや出会いに関する意識調査」によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くために、こども、若者世代がNISA を活用した資産形成を行なうことはその一助になる。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>「こども大綱」（令和 5 年 12 月閣議決定）【抜粋】</p> <p>&lt;こども施策に関する基本的な方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む</li> <li>・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。</li> <li>・若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。</li> </ul> <p>「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月閣議決定）【抜粋】</p> <p>&lt;基本理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。</li> </ul>		
	今回の要望（租税特別	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策目標】 こども政策の推進</p> <p>【施策目標】 こども政策の総合的な推進</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
		政策目標の達成状況	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8% (2023年)
	有効性	要望の措置の適用見込み	あらゆる世代の安定的な資産形成の促進につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	口座数：2,647万口座 買付額の合計：59.2兆円 (出典) 金融庁「NISA利用状況調査」(令和7年3月末時点)
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		口座数は2,647万口座(令和7年3月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 NISA の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 NISA の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等</li> <li>・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等</li> <li>・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等</li> <li>・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等</li> <li>・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等</li> <li>・令和 2 年度改正 NISA の恒久化等</li> <li>・令和 3 年度改正 NISA 口座等の利便性向上</li> <li>・令和 4 年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等</li> <li>・令和 5 年度改正 NISA の恒久化等</li> <li>・令和 6 年度改正 NISA の利便性向上等</li> <li>・令和 7 年度改正 NISA の利便性向上等</li> </ul>	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付）

項目名	第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始											
税目												
要望の内容	<p>第1次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。</p> <p>（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1503 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額		百万円	（制度自体の減収額）	（	百万円）	（改正増減収額）	（	百万円）
平年度の減収見込額		百万円										
（制度自体の減収額）	（	百万円）										
（改正増減収額）	（	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。</p> <p>「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）においては、令和8年度からの令和12年度までの計画期間内に実施すべき施策（全326施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全114施策）及びその事業規模（おおむね20兆円強程度）を定めている。</p> <p>国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p>
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	新規要望	